

公 告

特定空家等の除却について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和6年8月23日

陸前高田市長 佐々木 拓



1 特定空家等の所在地

陸前高田市高田町字鳴石51番地118

2 建築物の種類等

- (1) 家屋番号 51番118
- (2) 種類 居宅
- (3) 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- (4) 床面積 98.45㎡

3 所有者等に命ずる必要な措置の内容

措置の期限までに、当該特定空家等を除却するとともに、その内部及び敷地に存する動産等を搬出すること。

4 措置の期限

令和6年9月27日

5 期限までに措置が履行されない場合の対応

市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行い、当該措置に要した費用を所有者等から徴収する。

6 動産等の取扱い

市長等が当該措置を行うときは、当該特定空家等に残置されている動産等を撤去し、処分するため、動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに搬出すること。

7 問い合わせ先

陸前高田市建設部建設課管理係

電話番号 0192-54-2111 (内線444)

